

ID: 211-1

担当部署: 建設水道課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	村田町都市公園条例 第14条		
例規番号	平成7年条例第3号		
【基準】			
<p>第14条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>			
備考			
【共通担当部署】			
教育委員会事務局 生涯学習課 建設水道課			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日